

## 陳情第7号

「流山市いじめ対策調査会」の議事録等の記録方法の改善に関する  
陳情書

### (要旨)

本陳情は、流山市内で発生した、いじめ重大事態の調査の過程で、「流山市いじめ対策調査会」(以下、「当調査会」といいます。)の会議の議事録が、約2年分作成されていなかった事態が判明したことを受け、当調査会の議事録作成及び議事要旨の内容充実等の記録方法の改善を要請するものです。

当調査会は、地方自治法138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものに該当し、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」(以下、「審議会等指針」といいます。)の対象となり、また、「流山市いじめ防止対策推進条例」第16条の2第3項に基づき、いじめ重大事態の調査を付託されることもある流山市教育委員会に設置された附属機関となります。

令和3年度に流山市内小学校で発生した「いじめ重大事態」の調査の過程で、被害児童保護者が当調査会の議事録を含む関連資料の情報開示請求等を実施したことにより、令和4年12月時点において、少なくとも令和3年度及び令和4年度既開催分の約2年分の議事録が未作成であったことが判明しました(参考資料①)。令和元年5月に開催された会議の議事録(参考資料②)は作成されていたものの、当調査会の委員らが改編された令和元年8月以降の会議の記録は、標題が議事録から議事要旨と変更され、議事要旨の内容についても時間的経過とともに非常に簡素なものとなり、会議の議論がわかる内容とは言えない議事要旨となっております(参考資料③)。

審議会等指針第11条では、「1 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として1か月以内に会議録又は議事要旨を調製しなければならない。2 非公開の会議においては、会議録又は議事要旨の調製のほか、議事案件(会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題等を記載した文書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。」と定められております。社会通念上の重要会議体の記録の重要性を鑑みても、法令等に定められた審議会等の行政機関が開催する各種会議の記録保存については、会議内容の記録を残す事案の経緯も含む意思決定に至る過程や、行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付けまたは検証できることを目的としているものであり、当調査会の記録においても同様の目的を果たすために規定されているものであると拝察しております。

以上の内容から、当調査会の議事録等の記録方法が改善されることは、流山市自治基本条例の基本理念である「市民等の知る権利の保障」、「積極的な情報提供」及び「十分な説明責任の履行」に通ずるものであり、行政組織の質的向上に寄与することと存じます。また、子育て世代を誘致する政策を続けてきた流山市において、子どもたちの健全な成長と、子どもたちの人権を守るためには、行政組織の質的向上が急務であると感じております。

貴議会におかれましては、本陳情書の趣旨をご理解いただき、流山市議会の運営原則に基づき、流山市民を代表する議員の皆様方で執行機関を監視する機能を存分に発揮して頂き、以下の事項について流山市教育委員会に要請して頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

(項目)

- 1 「流山市いじめ対策調査会」の議事録等の記録は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」に規定されている事項を遵守すること。
- 2 「流山市いじめ対策調査会」の議事録等の記録は、審議の過程を記載し、検証可能性を担保すること。

2023年2月6日

陳情者

[Redacted signature area]

流山市議会議長 森 亮二 様